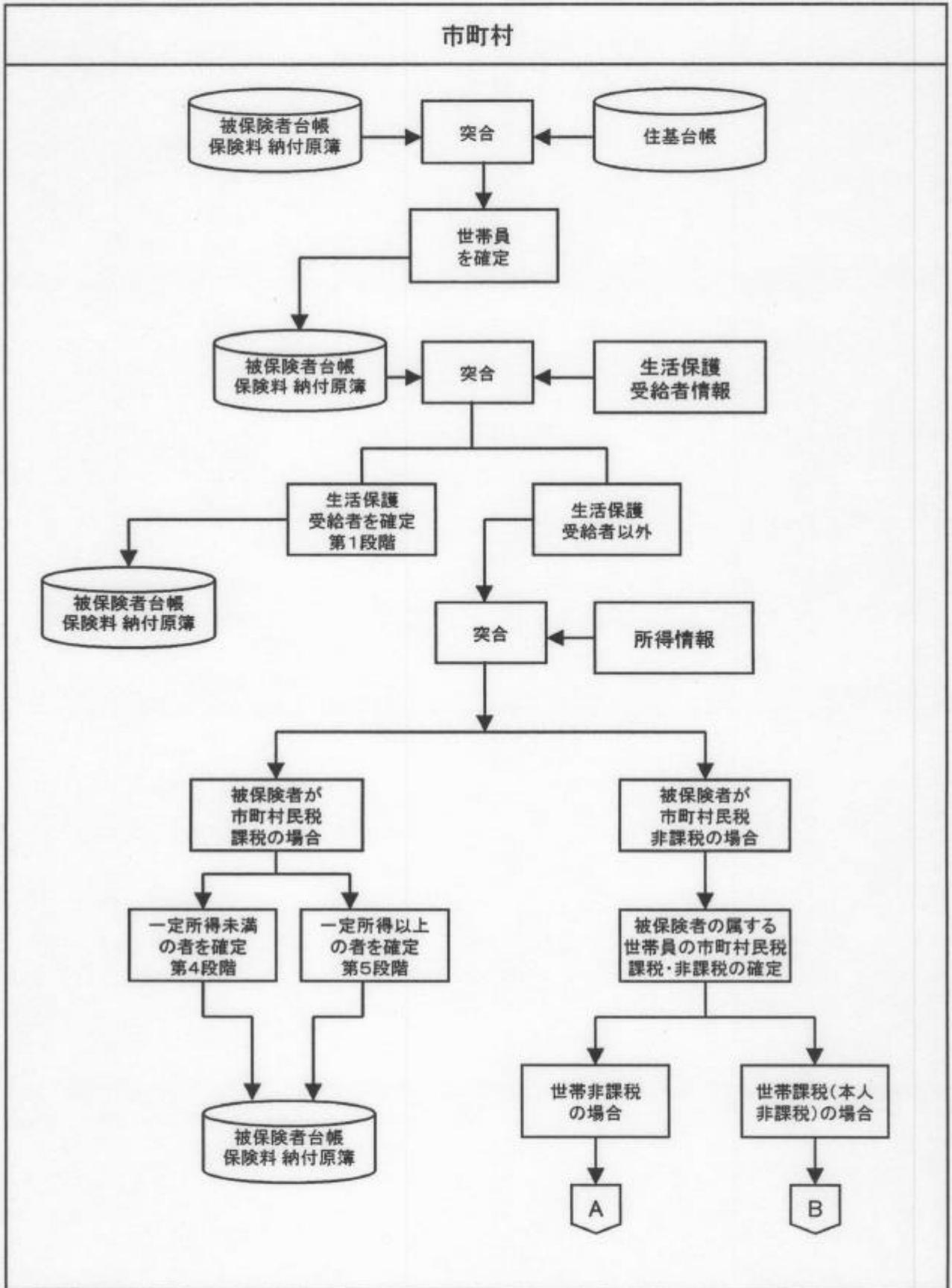


市町村事務処理手順（賦課・収納）

大項目	中項目	小項目
賦課	所得段階別保険料	所得段階別保険料
	普徴・特徴の振り分け	普徴・特徴の振り分け
	普通徴収	暫定賦課あり
		暫定賦課なし
		転入等による資格取得
		転出等による資格喪失
		所得更正による保険料額変更
		生活保護開始
	所得調査等	所得状況照会
	保険料減免等	保険料減免
徴収猶予		
収納	特別徴収分収納	特別徴収分収納
	普通徴収分収納	口座振替収納
		納付書収納
		窓口収納
	還付・充当	充当
		口座還付
		振込不能処理
		窓口還付
	督促	督促状・延滞金
	納付証明書	納付証明書

大項目	中項目	小項目	
1号保険料賦課	所得段階別保険料	所得段階別保険料	
被保険者	市町村		
	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民基本台帳から賦課期日における被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯員を確定する。 2 賦課期日における被保険者が生活保護受給者の場合は、第1段階の保険料を賦課する。 3 賦課期日における被保険者本人の市町村民税課税・非課税等の別を把握する。 4 被保険者本人が市町村民税課税の場合 賦課期日の前年における被保険者本人の合計所得金額を把握する。 5 4の被保険者のうち、250万円（*1）未満の被保険者である場合は、第4段階の保険料を賦課する。 6 5の被保険者のうち、250万円（*1）以上の被保険者である場合は、第5段階の保険料を賦課する。 （*2） 7 賦課期日の前年における被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯員の市町村民税課税・非課税等の別を把握する。 		
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> *1 条例で異なる額とした場合は当該額。 *2 5段階の設定を行う市町村の場合。 *3 境界層の取扱いについては検討中。 			

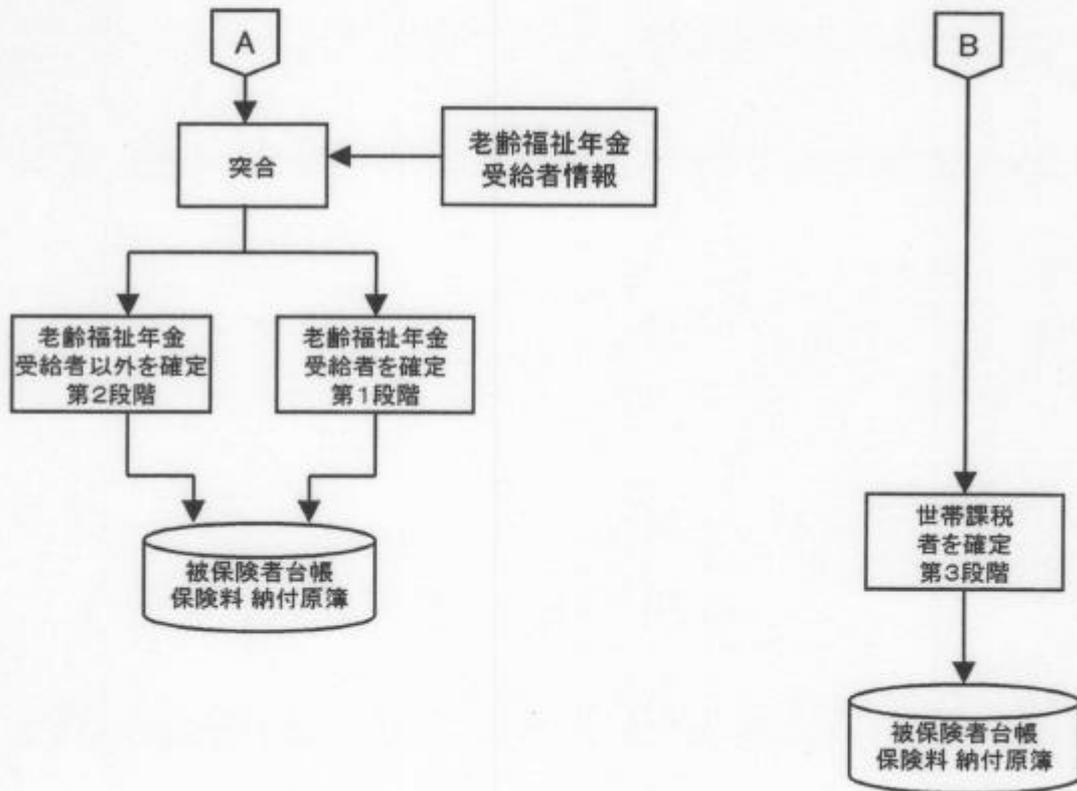
1号保険料賦課 所得段階別保険料



大項目	中項目	小項目	
1号保険料賦課	所得段階別保険料	所得段階別保険料	
被保険者	市町村		
	<p>8 世帯非課税等の場合 老齢福祉年金受給者とそれ以外の者に振り分ける。</p> <p>9 8の被保険者のうち、老齢福祉年金受給者である場合は、第1段階の保険料を賦課する。</p> <p>10 8の被保険者のうち、老齢福祉年金受給者以外の者である場合は、第2段階の保険料を賦課する。</p> <p>11 世帯課税の場合（本人非課税）は、第3段階の保険料を賦課する。</p>		
備考			

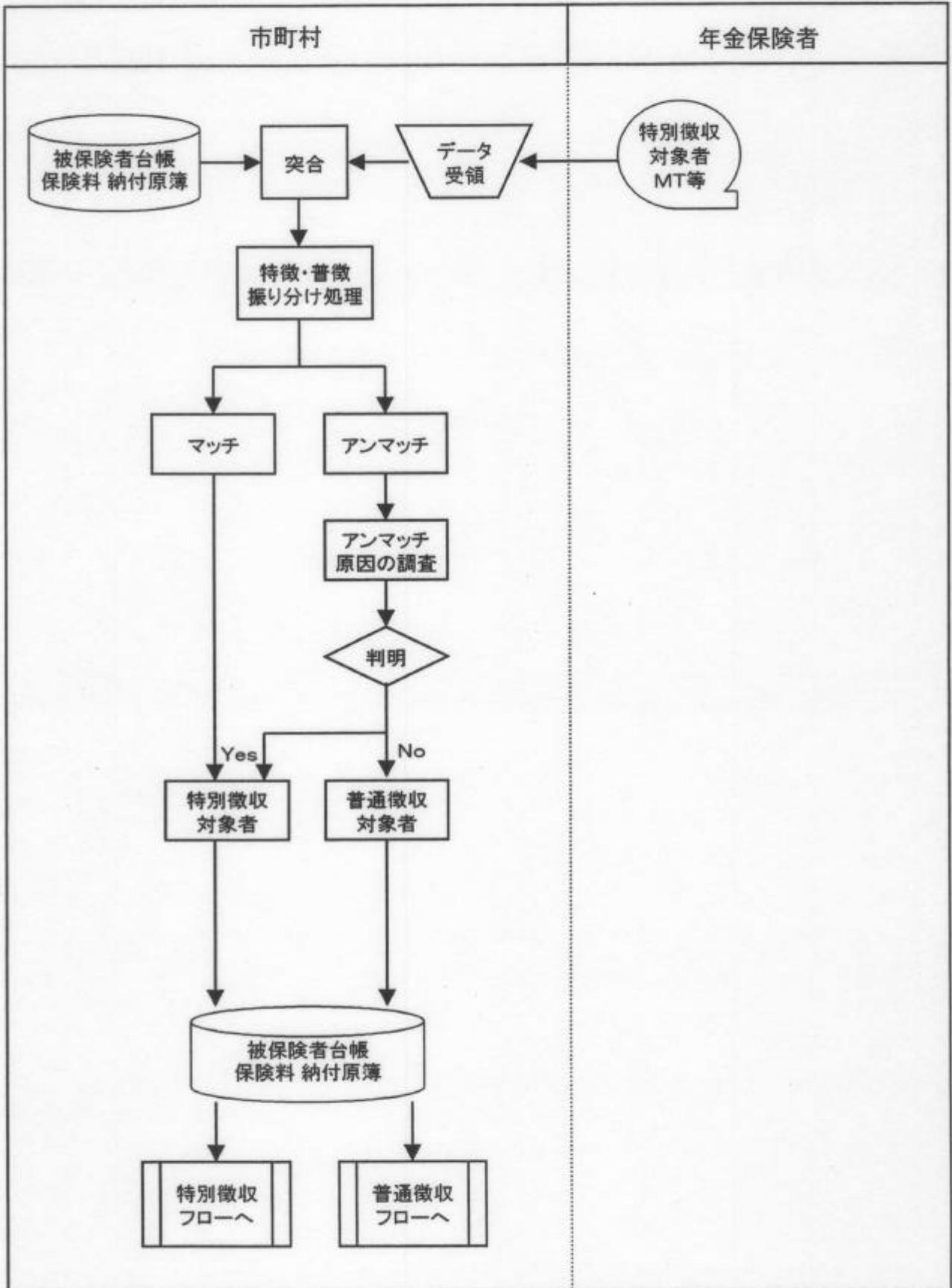
1号保険料賦課 所得段階別保険料

市町村



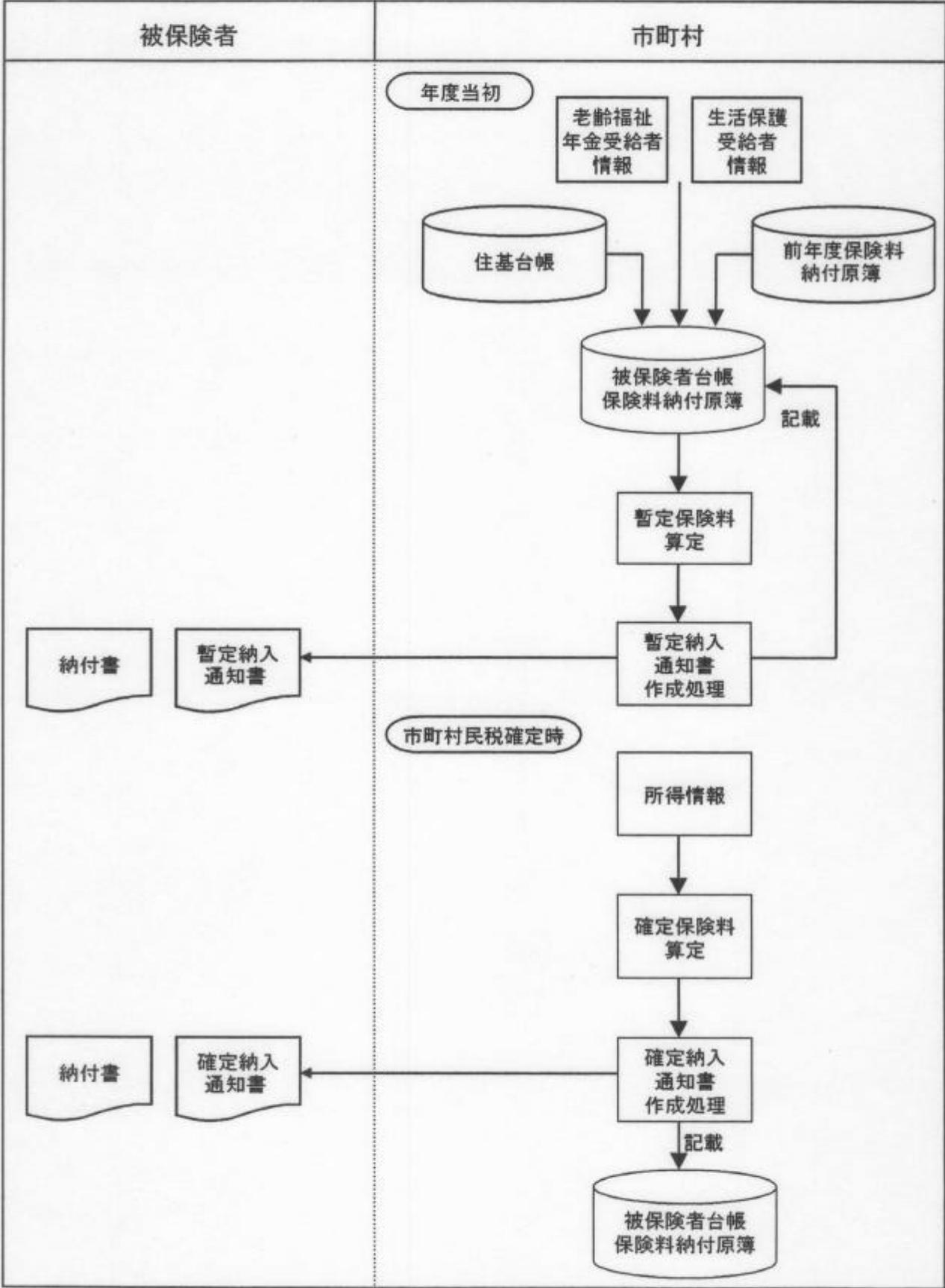
大項目	中項目	小項目	
1号保険料賦課	特徴・普徴振り分け	特徴・普徴振り分け	
市町村		年金保険者	
<p>1 年金保険者から年金受給者情報(M T等)を受領する。</p> <p>2 受領した年金受給者情報と被保険者台帳を突合する。</p> <p>3 突合できたものと突合できなかったものを振り分ける。</p>			
<p>8 突合できなかったもの</p> <p>9 普通徴収対象者とする。</p> <p>10 保険料納付原簿に普通徴収者である旨を記載する。</p>		<p>4 突合できたもの(災害等による徴収猶予等特別事情を有する者を除く)</p> <p>5 特別徴収対象者とする。</p> <p>6 保険料納付原簿に特別徴収対象者である旨を記載する。</p> <p>7 年金保険者に特別徴収を依頼する。</p>	
<p>備考</p> <p>被保険者が複数の年金保険者から年金を受給しており、社会保険庁及び地共済双方から年金受給者情報が送付される場合は、社会保険庁からの年金情報を優先とする。</p>			

1号保険料 特徴・普徴振分



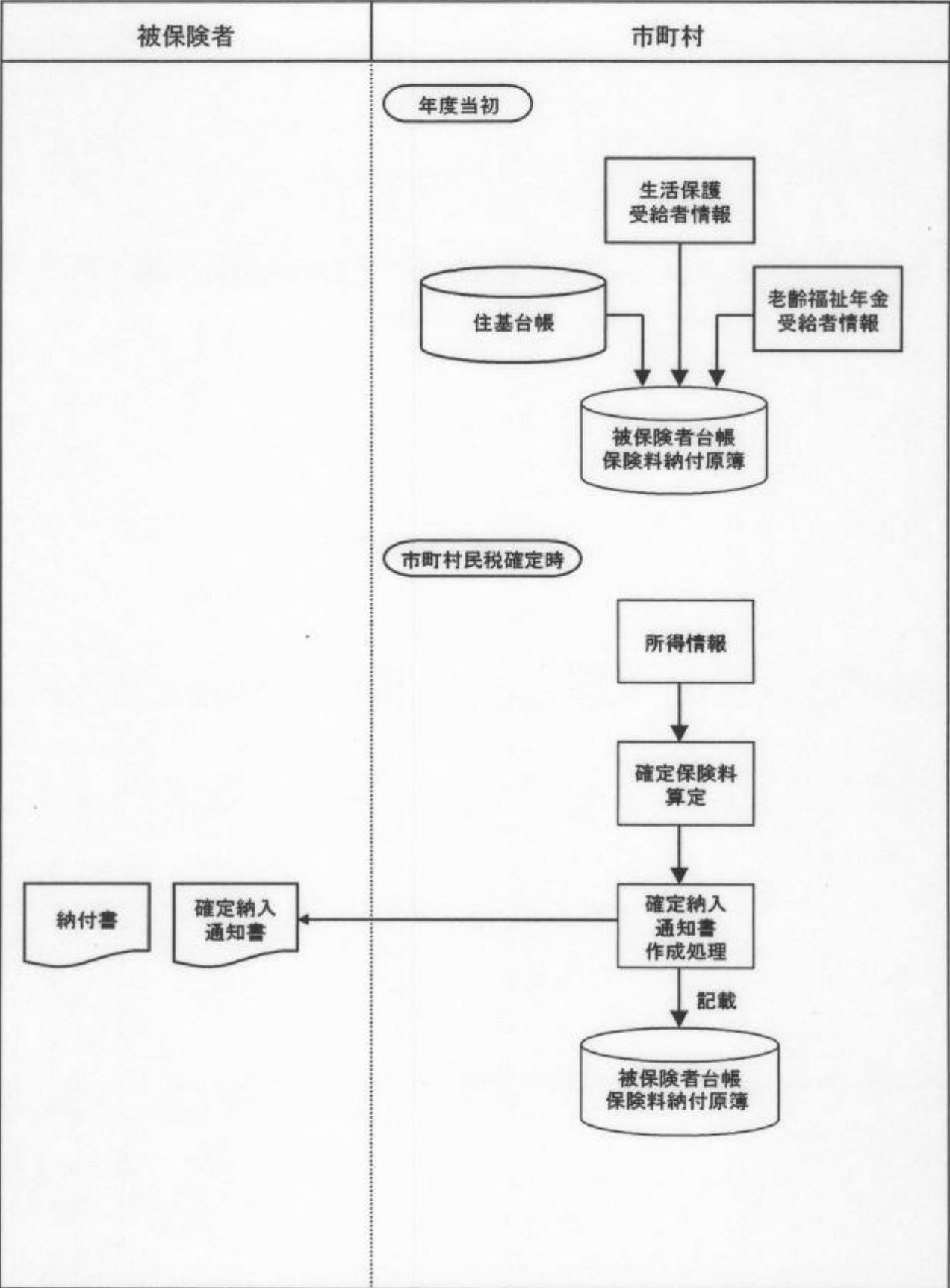
大項目	中項目	小項目	
1号保険料賦課	普通徴収	暫定賦課あり	
被保険者	市町村		
	<p><u>年度当初</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 賦課期日現在の生活保護受給者情報、老齢福祉年金受給者情報等を把握する。 2 住民基本台帳から賦課期日現在の世帯構成を把握する。 3 前年度確定保険料額等を参考に、暫定保険料額を算定する。 4 算定した保険料を納期回数で割り、1納期あたりの額を算出する。 5 納入通知書（暫定）を送付する。 6 被保険者台帳及び保険料納付原簿に記載する。 <p><u>市町村民税確定時</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 7 賦課期日現在における世帯員全員の市町村民税の課税、非課税の別及び被保険者本人の所得情報を把握する。 8 確定年額保険料を算定し、暫定保険料として納期が既に到来した額を控除し、未到来納期数で除して、1納期あたりの額を算出する。（特別徴収されない場合） 9 納入通知書（確定）を送付する。 10 被保険者台帳及び保険料納付原簿に普通徴収（又は特別徴収）の内容を記載する。 		
<p>備考</p> <p>保険料の納期は市町村が条例で定める。</p> <p>暫定賦課（仮賦課）を実施するか否かは、市町村の任意とする。</p>			

1号保険料賦課 普徴 暫定賦課あり



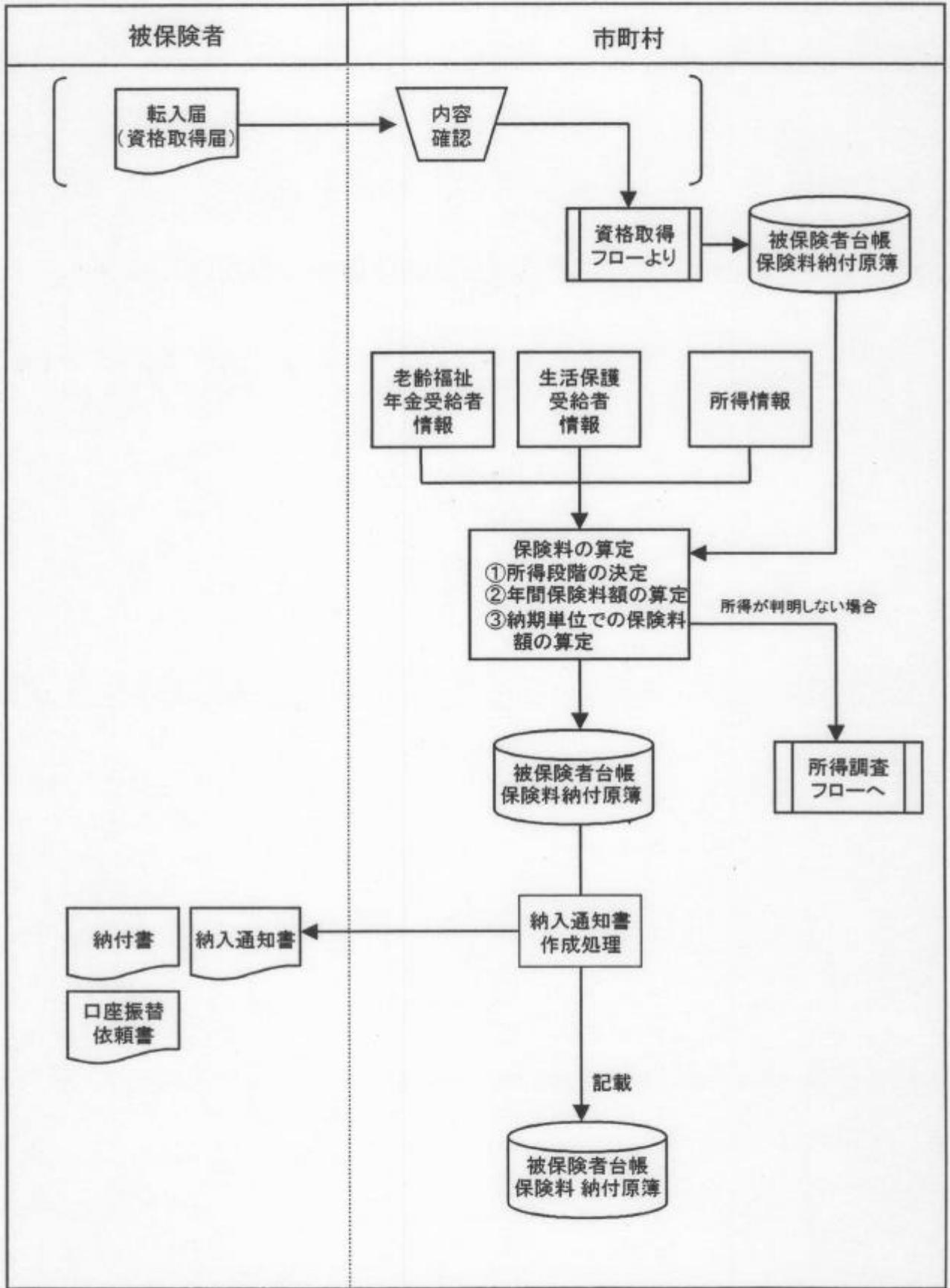
大項目	中項目	小項目	
1号保険料賦課	普通徴収	暫定賦課なし	
被保険者	市町村		
	<p>年度当初</p> <p>* 市町村民税確定時まで、普通徴収の賦課は行わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 賦課期日現在の生活保護受給者情報、老齢福祉年金受給者情報を把握する。 2 住民基本台帳から賦課期日現在の世帯構成を把握する。 <p>市町村民税確定時</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 賦課期日現在における世帯員全員の市町村民税の課税・非課税の別、及び被保険者本人の所得情報を把握する。 4 確定年額保険料を算定し、納期数で除して、1納期あたりの額を算出する。 5 納入通知書を送付する。 6 被保険者台帳及び保険料納付原簿に普通徴収の内容を記載する。 		
備考			

1号保険料賦課 普徴 暫定賦課なし



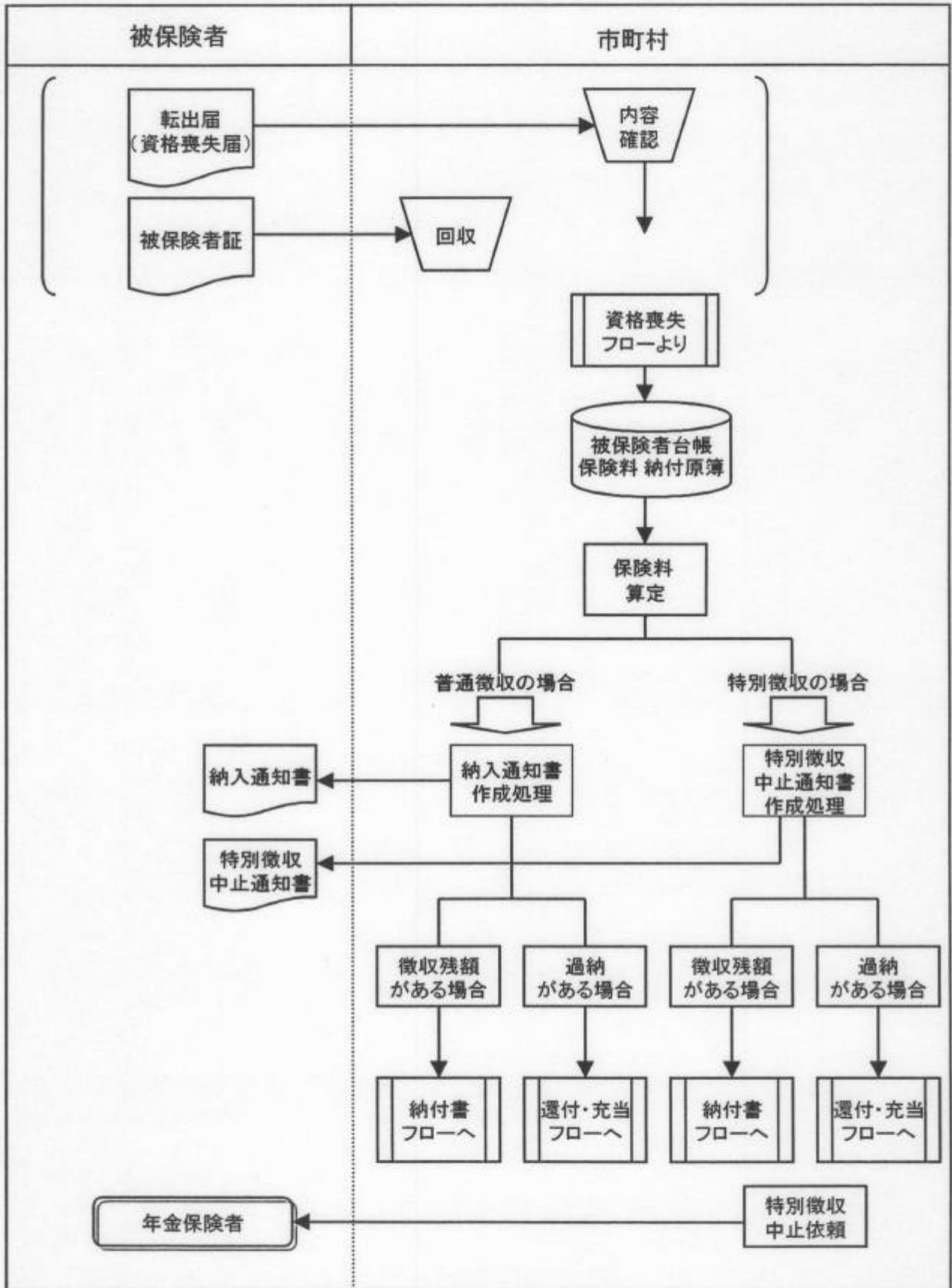
大項目	中項目	小項目	
1号保険料賦課	普通徴収	年度途中の転入等による資格取得	
被保険者		市町村	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 転入届（資格取得届）を届け出る。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出を受理し資格取得の内容を確認する。 （適用除外・住所地特例の有無等の確認） <ol style="list-style-type: none"> 1 該当する所得段階を決定する。 * 所得状況が不明の場合は、第3段階として賦課する。 。（検討中） 2 該当する所得段階の保険料率（額）をあてはめ、年間の保険料額を算定する。 3 月割賦課により、保険料額を算出し、未到来納期で除し、1納期あたりの保険料額を算定する。 4 被保険者台帳・保険料納付原簿に普通徴収である旨、年間保険料額、納期単位の保険料額、納付月を記載する。 5 納入通知書、納付書を作成し、口座振替依頼書とともに送付する。 	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 転入者については、転入月分から当該年度末までの保険料が月割賦課される。 2 特別徴収対象被保険者の転入した翌年度の保険料については、年度前半は普通徴収され、10月からは、普通徴収された残額が特別徴収される。 			

1号保険料賦課 普通徴収 資格取得



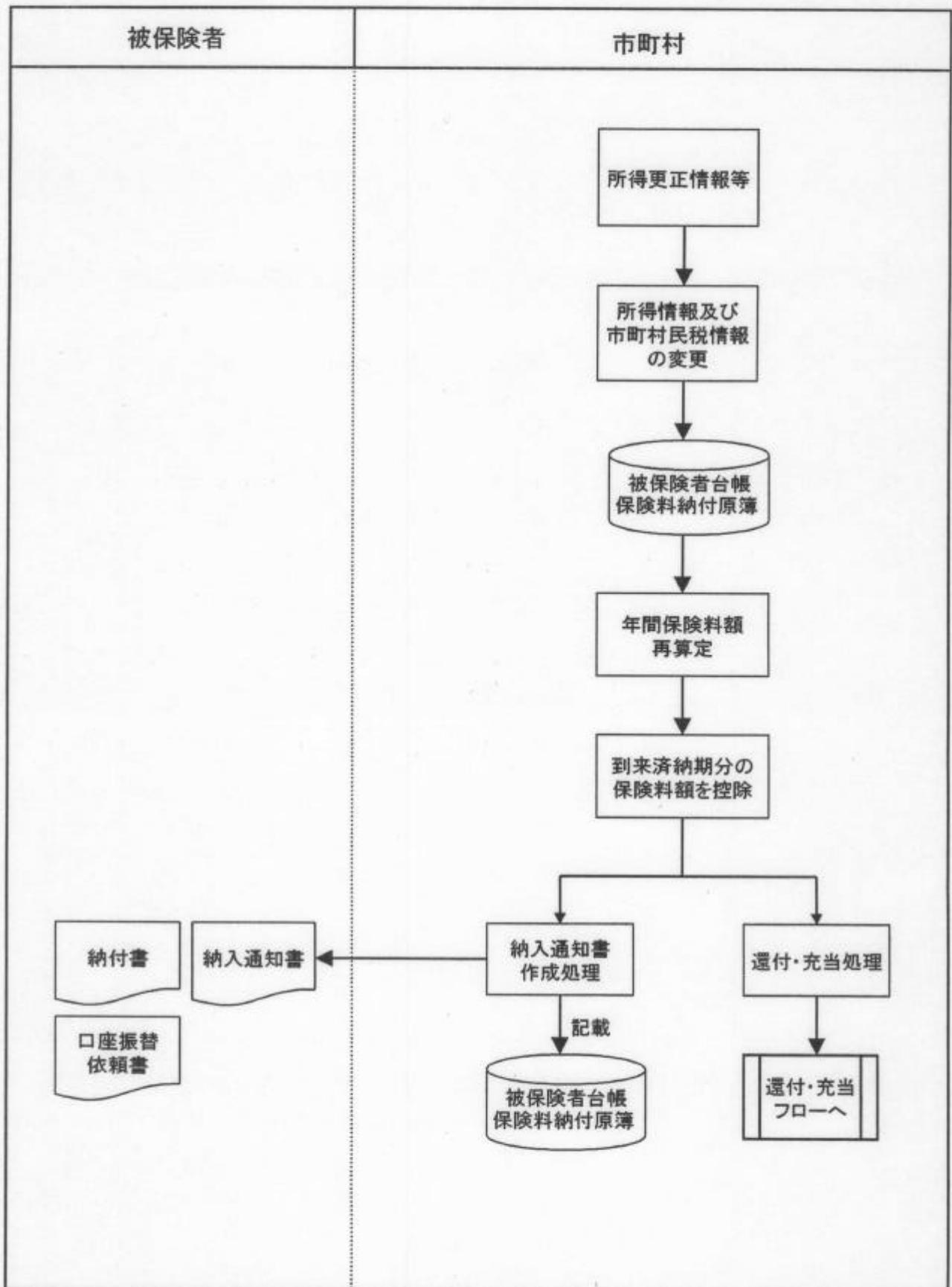
大項目	中項目	小項目	
1号保険料賦課	普通徴収	年度途中の転出等による資格喪失	
被保険者	市町村		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 転出届（資格喪失届）に被保険者証を添えて、届ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出を受理し、資格喪失内容を確認する。 ・ 被保険者証を回収する。 <ol style="list-style-type: none"> 1 資格喪失処理を行う。 被保険者台帳・保険料納付原簿に資格喪失の内容を記載する。 2 月割賦課により保険料額を算定し、収納済額を控除する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 普通徴収の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 徴収残額がある場合 →納付書発行または窓口領収 ・ 過納がある場合 →還付・充当手続 ② 特別徴収の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金保険者に特別徴収中止を依頼する。 ・ 被保険者に特別徴収中止通知書を送付する。 ・ 徴収残額がある場合 →納付書発行または窓口領収 ・ 過納がある場合 →還付・充当手続 3 納入通知書等を送付する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 過納がある場合（*） →還付・充当手続 		
<p>備考</p> <p>* 死亡の翌々月以降の月に定期支払いされ特別徴収される保険料のあった場合（中止依頼が遅れた場合が想定される。）、当該納入額は年金保険者に返送する。（この返送の具体的方法については現在検討中。）</p>			

1号保険料賦課 普通徴収 資格喪失



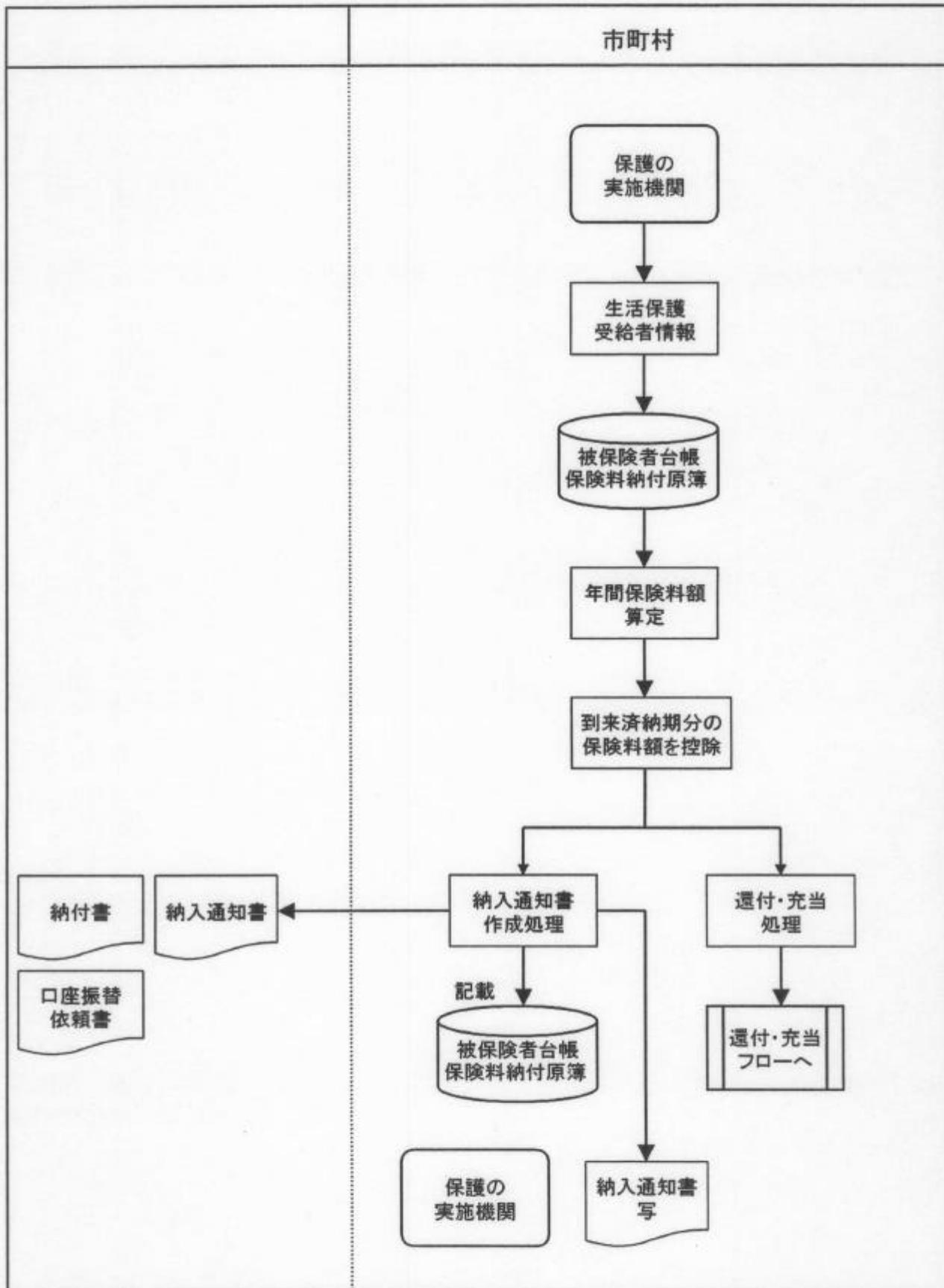
大項目	中項目	小項目	
1号保険料賦課	普通徴収	年度途中の所得更正による保険料額変更等	
被保険者	市町村		
	<ol style="list-style-type: none"> 1 所得更正情報等を把握する。 2 被保険者台帳・保険料納付原簿にある被保険者の本人の所得情報又は世帯員の市町村税課税・非課税の別を変更する。 3 所得段階別保険料額に変更のある者については、年間保険料額を再算定する。 4 年間保険料額から収納済の保険料額を控除する。 5 徴収残額がある場合 →残額を未到来納期で除す。 納入通知書、納付書、口座振替依頼書を送付する 過納がある場合 →還付・充当手続を行う。 還付・充当通知書を送付する。 6 被保険者台帳・保険料納付原簿に保険料額変更を記載する。 		
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別徴収対象者について、12月までに保険料額が減額に変更となる場合は、特別徴収を中止する。それ以外の場合は、保険料額が変更となっても、引き続き特別徴収を行うことは可能。 2 保険料額が多くなる場合については、増額分を普通徴収により徴収することが可能。 			

1号保険料賦課 普通徴収 所得更正



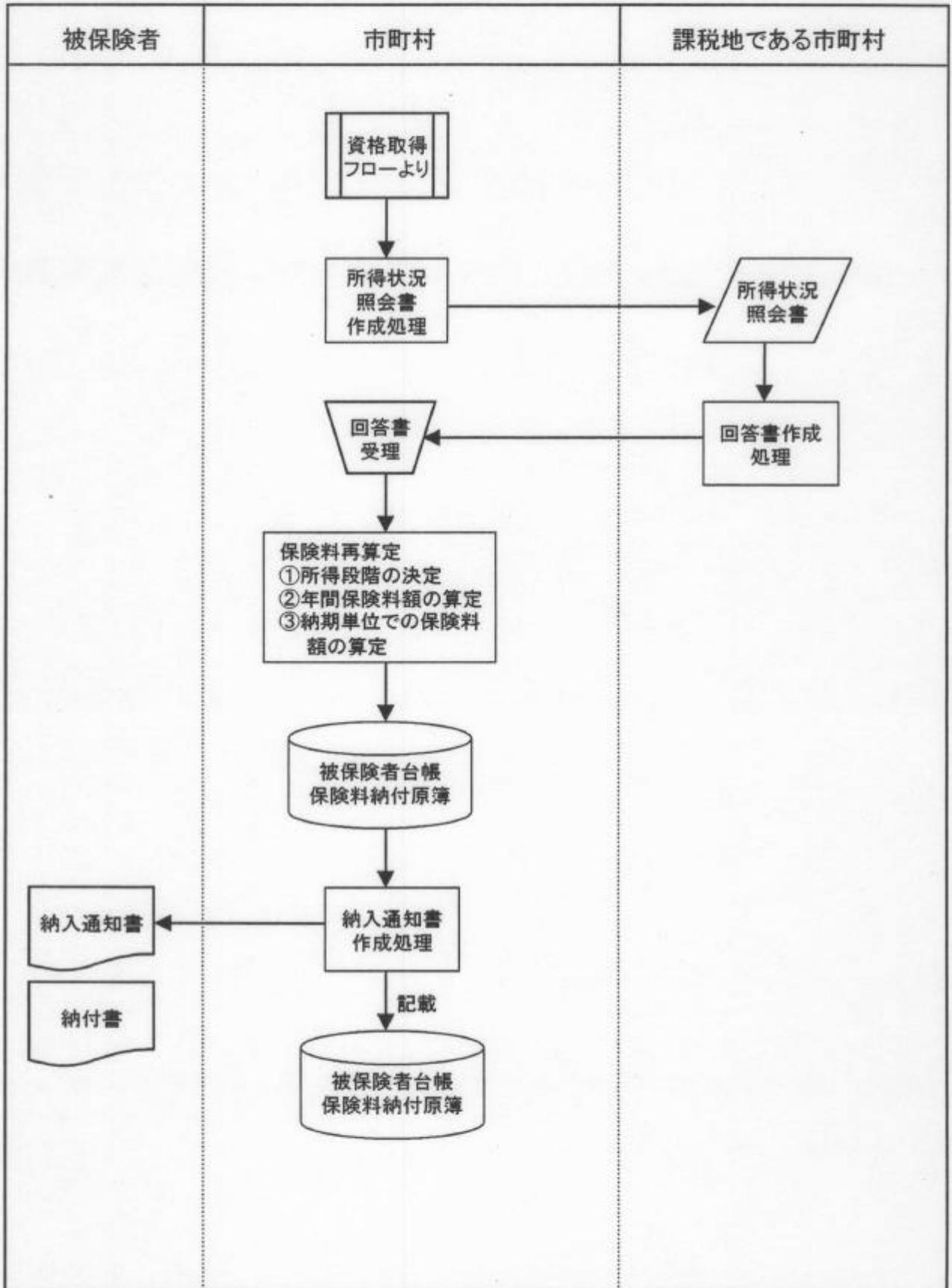
大項目	中項目	小項目	
1号保険料賦課	普通徴収	年度途中で生活保護開始	
被保険者	市町村		
	<ol style="list-style-type: none"> 1 保護の実施機関は、1号被保険者について生活保護の開始決定を行った場合は、市町村の介護保険担当課に連絡する。 2 介護保険担当課は、生活保護受給者情報をもとに、保護の開始となった日の属する月より月割りによって第1段階保険料率とする。 3 当該被保険者の保険料については、①と②の額の合算額となる。 <ol style="list-style-type: none"> ① 賦課期日現在で適用となっている保険料率を、保護の開始となった日の属する月の前月まで月割りにより賦課した額。 ② 保護の開始となった日の属する月から月割りにより第1段階保険料率を賦課した額。 4 3の額から調定済みの額を控除し、残額を未到来納期で除する。 5 被保険者台帳・保険料納付原簿に保険料変更の記載をする。 6 納入通知書の写しを保護の実施機関に送付する。 		
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 賦課期日現在において生保受給により第1段階であった者については、年度途中で所得状況などの異動や生活保護が廃止となっても、当該年度が終了するまでの保険料率は第1段階のままとする。 2 生保受給開始後に、生保受給開始前の未納保険料額を上乗せしてはならない。 			

1号保険料賦課 普通徴収 生保開始



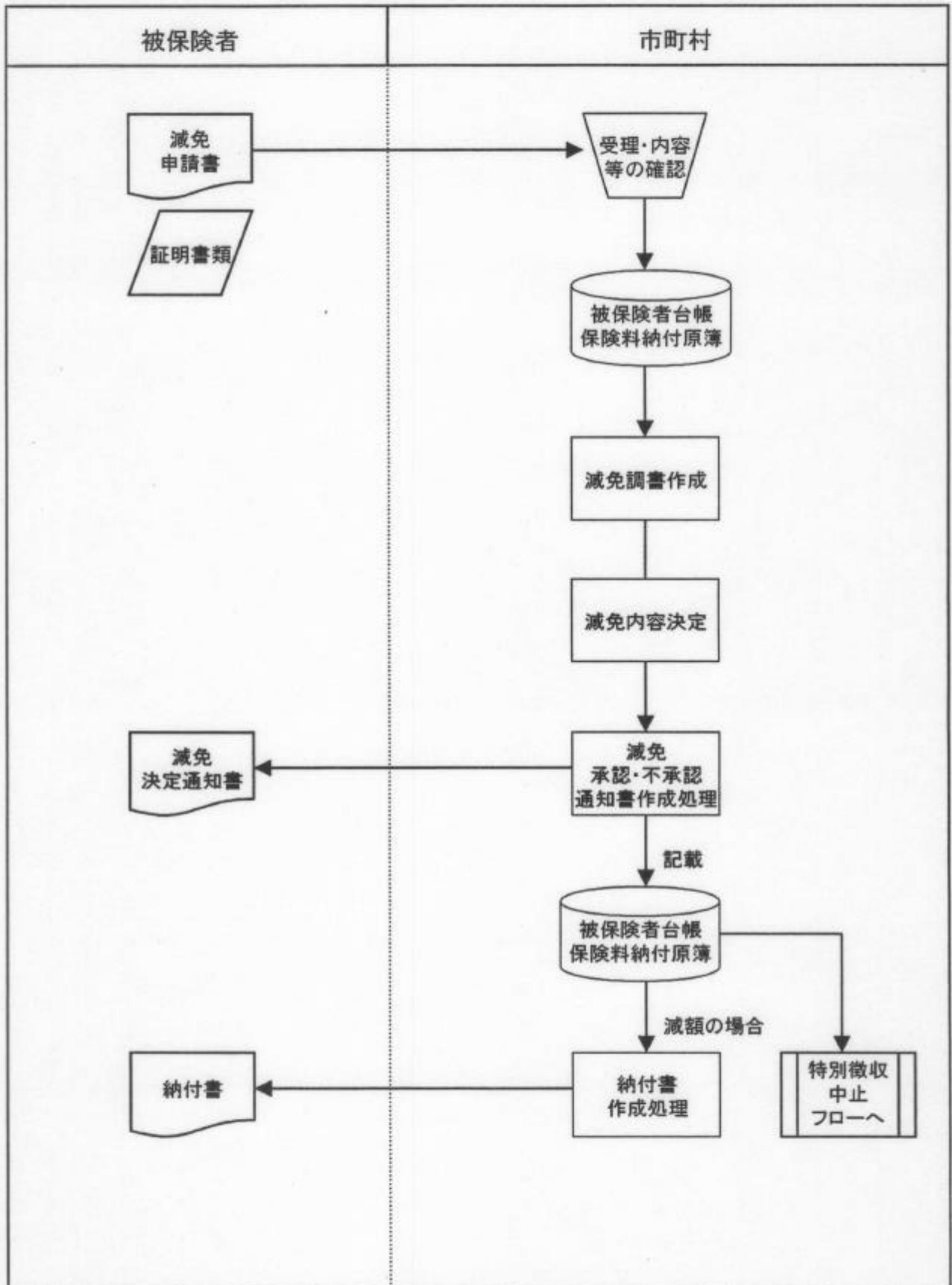
大項目	中項目	小項目	
1号保険料賦課	所得調査等	所得状況照会	
市町村			課税地である市町村
<p><u>転入の場合</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 資格取得フローより (基準額により保険料を賦課する。) 2 市町村民税課税地である市町村にあて所得状況照会書を送付する。 4 調査した税額等をもとに月割りにより年間保険料を算定し、収納済保険料額を控除した額を未到来納期数で除し、保険料を計算する。 5 被保険者台帳・保険料納付原簿に保険料額等を記載する。 6 納入通知書、納付書を作成し、送付する。 7 被保険者台帳・保険料納付原簿に記載する。 			<ol style="list-style-type: none"> 3 照会書を受理し、回答書を作成、照会市町村に回答する。
<p><u>備考</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 回答書が到達するまでの間の賦課については、暫定的に第3段階の保険料率を適用する。(検討中) 2 税情報の入手方法については、現在検討中。 			

1号保険料賦課 所得調査等
所得状況照会



大項目	中項目	小項目	
1号保険料賦課	保険料減免等	保険料減免	
被保険者		市町村	
<p>1 減免申請書に被保険者証、各種証明書等を添付し、申請をする。</p>		<p>2 減免申請書等を受理し、減免事由の有無、内容等を確認・審査する。</p> <p>3 被保険者台帳・保険料納付原簿を参照し、保険料納付状況を確認する。</p> <p>4 減免決定処理を行う。 減免調書を作成し、減免内容を決定する。</p> <p>5 減免に該当しない場合は、減免不承認通知書、減免に該当する場合は、減免承認通知書等を作成し、送付する。</p> <p>6 被保険者台帳・保険料納付原簿に減免額、減免事由、決定年月日、減免期間等を記載する。</p> <p>7 特別徴収中止依頼を行う。</p>	
<p>備考</p> <p>1 減免要件 災害等により、財産等に著しい損害を受けた者あるいは収入が著しく減少した者のうち、減免の必要があると認められたもの等。（一時的な負担能力の低下に伴う措置）</p> <p>2 減免額は、年額によって算定する。ただし、減免額は、減免前の年間保険料額から収納済分を差し引いた額を限度とする。減免による還付は行わない。</p> <p>3 減免を受けた者は、その理由が消滅した場合には、ただちにその旨を市町村に申告する。</p>			

1号保険料賦課 保険料減免



大項目	中項目	小項目	
1号保険料賦課	保険料減免等	徴収猶予	
被保険者		市町村	
<p>1 徴収猶予申請書に被保険者証、各種証明書等を添付し、申請をする。</p>		<p>2 徴収猶予申請書等を受理し、徴収猶予事由の有無、内容等を確認・審査する。</p> <p>3 被保険者台帳・保険料納付原簿を参照し、保険料納付状況を確認する。</p> <p>4 徴収猶予決定処理を行う。 徴収猶予期間、徴収猶予金額を設定する。</p> <p>5 徴収猶予に該当しない場合は、徴収猶予不承認通知書、徴収猶予に該当する場合は、徴収猶予承認通知書を作成し、送付する。</p> <p>6 被保険者台帳・保険料納付原簿に徴収猶予金額、徴収猶予事由、徴収猶予期間満了日等を記載する。</p> <p>7 特別徴収中止依頼を行う。</p>	
<p>備考</p> <p>1 徴収猶予の要件減免の場合と同様</p>			